

第 4 1 号議案

災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和 4 1 年 7 月台東区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条 災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。